

通所介護ウイル渡瀬 運営規程

<指定通所介護(指定介護予防通所サービス)>

(事業の目的)

第1条 有限会社エム・ケイコーポレーションが開設する通所介護ウイル渡瀬(以下「事業所」という。)において実施する指定通所介護(指定介護予防通所サービス)事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師、介護職員又は機能訓練指導員等(以下「職員等」という。)とが、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護(指定介護予防通所サービス)を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員等は、要介護状態になっても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する機能に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1)名称 通所介護 ウイル渡瀬
- (2)所在地 浜松市中央区渡瀬町160番地の2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1)管理者 1人

管理者は、事業所の職員管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用者の心身の特性等を踏まえた、機能訓練等の目標及び目標達成の為のサービス内容を記載した、通所介護計画(介護予防通所サービス計画)作成の総括を行う。

(2)従業員

生活相談員 1人以上

事業所に対する指定通所介護(指定介護予防通所サービス)の利用申込みに係わる調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画(介護予防通所サービス計画)の作成等を行う。

看護職員 1人以上

看護師又は准看護師とし、利用者の健康状態の把握管理を行い、また日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

介護職員 4人以上

必要な日常生活上の世話及び介護その他必要な援助を行う。

機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むことに必要な機能の減退を防止する為の訓練指導及び助言を行う。

職員は、利用者の心身の特性等を踏まえた、日常生活のお世話や機能訓練を行うものとする。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は次の通りとする。

30人

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。
- (4) 営業時間外においても利用者との協議の上、対応できるものとする。

(指定通所介護(指定介護予防通所サービス)の内容及び利用料)

第7条 指定通所介護(指定介護予防通所サービス)の内容は次の通りとし、指定通所介護(指定介護予防通所サービス)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び浜松市が定める基準によるものとし、当該指定通所介護(指定介護予防通所サービス)が法定代理受領サービスである時は、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 当事業所の介護内容は、要介護状態との特性に配慮して、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話、送迎及び機能訓練を行うものとする。
- (2) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の送迎に要する費用は、次の額とする。
実施地域を越えた地点から片道1Km当たり20円
- (3) その他別途請求する費用は次の通りとする。

食費	700円
時間延長料	1,000円/時間
- (4) 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- (5) 利用申込み後のキャンセルの場合は、キャンセル料は徴収しない。

(緊急時等における対応方法)

第8条 職員等は指定通所介護(指定介護予防通所サービス)を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずると共に管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次の範囲内とする。

浜松市 : 中央区

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 事業所は、利用者に対して職員等の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 職員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 入浴サービスは、原則として主治医の許可を得たものとする。
- (2) 主治医からの指示事項等のある場合には申し出る。
- (3) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (4) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的計画をたてておくと共に、非常災害に備えて定期的に避難誘導その他、必要な訓練を行うものとする。

2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施と共に、日常防火、点検を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、通所介護従業者に対し、認知症介護に係わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために、研修の機会を確保するものとする。

2 職員等は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 職員等であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する為、職員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を雇用契約の中に明記する。

4 食中毒の予防、感染症の発生及び、衛生管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は有限会社エム・ケイコーポレーションと管理者との協議に基づいて定めることとする。

附則

この規程は、平成14年8月15日から施行する。

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

この規程は、平成16年10月15日から施行する。

この規程は、平成17年1月8日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年3月6日から施行する。

この規定は、令和1年8月1日から施行する。

この規定は、令和4年11月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。